

## 山口市U J I ターン訪問補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市へのU J I ターン促進を目的として、市内への移住を希望する者が就業・起業活動や就職活動、移住前の下見などを行うための訪問に係る経費を補助するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) U J I ターン 山口県外から山口市へ移住することをいう。
- (2) 就業・起業活動 山口市内において、農業・林業・水産業等の第1次産業への就業、商工業等の起業、転職なき移住を行うための情報収集・見学・事業所訪問等の活動を行うことをいう。
- (3) 就職活動 山口市内において、山口市に事業所を有する法人事業者又は本市に住所を有する個人事業者への就職を行うための情報収集・見学・事業所訪問等の活動を行うことをいう。
- (4) 下見 山口市への移住のために、居住環境などを確認するための活動を行うことをいう。
- (5) 転職なき移住 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うことをいう。
- (6) 山口県央連携都市圏域 山口市、宇部市、美祢市、山陽小野田市、防府市、萩市、島根県津和野町の7市町をいう。
- (7) 農山村エリア 本市の市域のうち、仁保地域、小鯖地域、陶地域、鑄銭司地域、名田島地域、秋穂二島地域、秋穂地域、徳地地域及び阿東地域をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者及びその者と同一の世帯に属する者とする。

- (1) U J I ターンによる本市への移住を希望する者。ただし、7泊以上滞在する場合は山口県央連携都市圏域への移住を希望する者も含む。
- (2) 訪問の目的が就業・起業活動又は就職活動若しくは下見である者。ただし、転勤、進学により転入予定の者は除く。
- (3) 事前にU J I ターンを目的に本市職員等と相談を行い、その案内・指導・助言の下で本市を訪問する者。
- (4) 当該訪問に際し、他の公的制度による補助を受けていない者。

### (補助金の種類)

第4条 補助金の種類及び要件は次の各号のとおり定める。

- (1) 若者農山村エリア訪問補助金 補助対象者のうち、農山村エリアでの就業・起業活動又は就職活動のための訪問を行う者で、訪問初日時点において18歳以上45歳

未満の者を対象とする。

(2) 若者就職活動訪問補助金 補助対象者のうち、本市が設置、運営する「やまぐちしごと応援サイト」に登録のある事業者を訪問する者で、訪問初日時点において18歳以上45歳未満の者を対象とする。

(3) お試し訪問補助金 補助対象者のうち、前各号に該当しない訪問を行う者を対象とする。

(補助対象経費等)

第5条 市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前条各号に定める補助金に係る補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、山口市UJIターン訪問補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、訪問最終日から30日を経過した日又は訪問最終日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 訪問活動報告書(別紙1)

(2) 補助対象経費計算表(別紙2)

(3) 居住地を証明するもの(第4条第1項第1号に規定する若者農山村エリア訪問補助金及び同条同項第2号に規定する若者就職活動訪問補助金の場合は年齢も確認できるもの)

(4) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し(領収書及び内訳等が確認できるもの)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第1項各号に定める補助金は、同一補助対象者に対して1年度につきいずれか1回に限り交付する。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定するとともに額を確定し、山口市UJIターン訪問補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の交付決定兼確定通知書を受けた者は、速やかに山口市UJIターン訪問補助金交付請求書(様式第3号)に必要な書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取り消し)

第9条 市長は、交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) その他この要綱に違反したとき

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、令和4年3月31日限り、廃止する。

(1) 山口市U J I ターン就業・創業に係る短期滞在費補助金交付要綱

(平成28年4月1日施行)

(2) 山口市U J I ターン長期滞在サポート補助金交付要綱

(平成29年4月1日施行)

(3) 山口市U J I ターン就業・創業活動に係る交通費補助金交付要綱

(令和3年4月1日施行)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

		若者農山村エリア 訪問補助金	若者就職活動 訪問補助金	お試し訪問補助金
交通費	対象経費	居住地から山口市内への往復交通費(居住地から最初の市内到着地及び最後の市内出発地から居住地までの交通費)のうち次に掲げる経費。ただし、居住地からの到着又は居住地への上発が山口市外の場合、「市内」を「県内」に読み替える。 ① 公共交通機関運賃(タクシー及びビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金を除く。) ② 高速道路利用料金		
	補助率	10/10	10/10	1/2
	補助上限額	5万円/人	5万円/人	3万円/人
滞在費	対象経費	① 山口市内のホテル・旅館(※1)での宿泊費。ただし、1人1泊あたり1万円を対象経費の上限額とする。 ② 山口市内に所在する賃貸住宅(※2)での定期借家契約による家賃等(※3)。ただし、住宅の所有者が訪問者の3親等以内の親族である場合を除く。 ③ 山口県内で貸渡契約を締結したレンタカーのリース料(燃料代は含まない)	① 山口市内のホテル・旅館(※1)での宿泊費。ただし、1人1泊あたり1万円を対象経費の上限額とする。 ② 山口市内に所在する賃貸住宅(※2)での定期借家契約による家賃等(※3)。ただし、住宅の所有者が訪問者の3親等以内の親族である場合を除く。	
	補助率	10/10	10/10	1/2
	補助上限額	1訪問につき 7万円/人	1訪問につき 5万円/人	1訪問につき 5万円/グループ

(※1)ホテル・旅館等…旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)第2条第2項から第4項までに規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業を営む施設及びお試し暮らし住宅をいう。

(※2)賃貸住宅…家賃等を支払う借家、賃貸アパート等の住宅をいう。ただし、山口県央連携都市圏域内のお試し暮らし住宅、公営住宅及び雇用促進住宅を除く。

(※3)家賃等…家賃、付帯する駐車場の使用料、保険料、定期借家契約に係る手数料及び鍵交換費をいう。ただし、共益費は除く。